

## 法人税実務事例検討

外貨建借入金の借入時と返済時の両方の円換算額を  
先物外国為替契約で確定させた場合の取扱い新日本アーンストアンドヤング税理士法人 顧問  
税理士 石田 昌朗

## 本事例における留意点

外貨建借入金の借入時の円換算額と返済時の円換算額の両方を先物外国為替契約で確定させた場合、その外貨建借入金の返済時の先物外国為替契約締結時のスポットレートによる円換算額と返済時の返済予約レートによる円換算額の差額（直先差額）を借入期間に応じて各事業年度の所得金額に配分することになる。

## 事

## 例

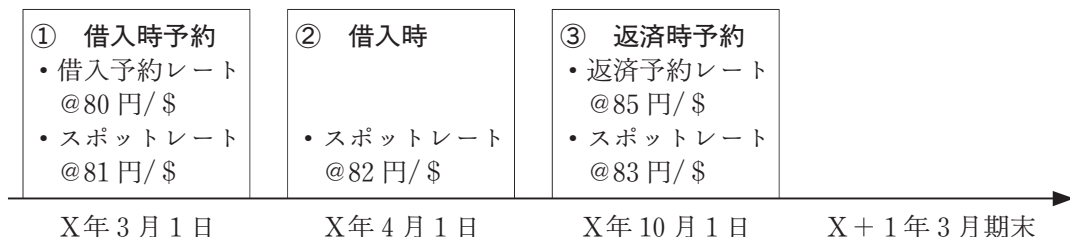
当社は資金調達のため、X年4月1日に3年後（X+3年3月31日）一括返済という条件で外貨借入れを行いました。借入時の円換算額を確定しておきたいと考えたことから、借入前のX年3月1日に先物外国為替契約により借入時の円換算額を確定しておりました。

ところで、今回、外貨建借入金の返済時の為替リスクを軽減するために、返済時の円換算額を確定させることとし、X年10月1日に先物外国為替契約を締結しました。

この場合において、当社は期末時（X+1年3月31日）にはどのような処理が必要となりますか。

なお、当社は主要取引銀行との間で、100万米ドルの借入金を3年後に一括して返済する契約で外貨借入れをしましたので、100万米ドルの借入時の借入予約レートを@80円/\$とし、100万米ドルの返済時の返済予約レートを@85円/\$とする先物外国為替契約を締結したものです。

## 【取引概要図】



**【当社の会計処理】**

- ① 借入金予約時：なし
- ② 借入時：現金預金 80,000,000 円 / 借入金 80,000,000 円
- ③ 返済予約時：為替差損 5,000,000 円 / 借入金 5,000,000 円
- ④ 期末時：なし

**I 本事例における法令等の検討****1 外貨建取引の発生時の円換算**

法人税法第 61 条の 8（外貨建取引の換算）第 1 項では、『内国法人が外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れ、剰余金の配当その他の取引をいう。以下この目において同じ。）を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。以下この目において同じ。）は、当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額とする。』と規定されています。

この場合の外国為替の売買相場とは、その取引を計上すべき日における対顧客直物電信売相場（電信売相場）と対顧客直物電信買相場（電信買相場）の仲値（T T M。本稿において「スポットレート」とは、仲値をさすものとします。）によることとされています。ただし、継続適用を条件として、売上その他の収益又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の費用又は負債については取引日の電信売相場によることも認められています（法基通 13 の 2-1-2）。

**2 先物外国為替契約により発生時の円換算額を確定させた場合**

法人税法施行令第 122 条（先物外国為替契約により発生時の外国通貨の円換算額を確定させた外貨建資産・負債の換算等）では、『内国法人が先物外国為替契約（外貨建取引（法第 61 条の 8 第 1 項（外貨建取引の換算）に規定する外貨建取引をいう。以下この目において同じ。）に伴って受け取り、又は支払う外国通貨の金額の円換算額（同項に規定する円換算額をいう。以下この目において同じ。）を確定させる契約として財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により外貨建資産・負債（外貨建取引によって取得し、又は発生する資産又は負債をいい、法第 61 条の 8 第 2 項の規定の適用を受ける資産又は負債を除く。以下この条において同じ。）の取得又は発生の基因となる外貨建取引に伴って支払い、又は受け取る外国通貨の金額の円換算額を確定させ、かつ、その先物外国為替契約の締結の日においてその旨を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合には、その外貨建資産・負債については、その円換算額をもって、法第 61 条の 8 第 1 項の規定により換算した金額とする。』と規定されています。

### 3 先物外国為替契約により返済時の円換算額を確定させた場合

法人税法第61条の8第2項では、『内国法人が先物外国為替契約等（外貨建取引によって取得し、又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させる契約として財務省令で定めるものをいう。以下この目において同じ。）により外貨建取引（第61条第1項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品又は第61条の3第1項第1号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券の取得及び譲渡を除く。次項において同じ。）によって取得し、又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させた場合において、当該先物外国為替契約等の締結の日においてその旨を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したときは、当該資産又は負債については、当該円換算額をもって、前項の規定により換算した金額とする。』と規定されています。

### 4 返済時の円換算額を確定させた場合の為替予約差額の配分

#### (1) 為替予約差額の配分

内国法人が事業年度終了の時において有する外貨建資産等（売買目的有価証券を除く。）について、その取得又は発生の基因となった外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たって、（先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算（法法61の8②））の規定を受けたときは、その外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の締結の日の属する事業年度からその外貨建資産等の決済による本邦通貨の受取又は支払をする日の属する事業年度までの各事業年度の

所得の金額の計算上、為替予約差額のうちその事業年度に配分すべき金額（為替予約差額配分額）は、益金の額又は損金の額に算入されます（法法61の10①）。

#### (2) 具体的な計算

外貨建借入金が発生後に先物外国為替契約等により円換算額を確定させている場合、外貨建借入金発生時と先物外国為替契約時の為替レートの差額である直直差額と、先物外国為替契約締結時と為替予約レートとの差額である直先差額とに区分します（法令122の9）。

##### イ 直直差額

「取引時為替相場により換算した円換算額」と「先物外国為替締結時の為替相場により換算した円換算額」との差額が直直差額となり、その先物外国為替契約等の締結の日の属する事業年度に計上することになります。

##### ロ 直先差額

「先物外国為替締結時の為替相場により換算した円換算額」と「先物外国為替契約等により確定させた円換算額」との差額が直先差額となり、この直先差額を各事業年度に配分することになります。

この配分の計算は、その締結の日から決済日までの日数により算出しますが、法人税法施行令第122条の9第3項で、『第1項の規定の適用については、同項中「日数」とあるのは、「月数」とすることができる。この場合において、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。』と規定されており、月数による配分が認められています。

## II 本事例における取扱いの検討

### 1 外貨建取引の円換算

貴社は取引金融機関から 100 万米ドルの外貨での借入れを行っていることから、その外貨建取引として上記 I 1 のとおり、その外貨建ての借入れを行った日の外国為替の売買相場の仲値（スポットレート）で円換算することが原則となります。

また、貴社は外貨建借入金の返済時には 100 万米ドルの外貨での返済をしなければならないことから、その返済時にも、その外貨建借入金の返済を行った日の外国為替の売買相場の仲値（スポットレート）で円換算することが原則となります。

したがって、外貨建借入金については、借入時と返済時の両方が外貨建取引に該当し、その両方で円換算が必要になります。

### 2 先物外国為替契約により発生時の円換算額を確定させた場合

上記 I 2 に記載のとおり、本事例の外貨建借入金の借入時の円換算額を先物外国為替契約により確定させた場合には、その確定させた円換算額が法人税法第 61 条の 8 第 1 項の規定により換算した金額とされることとなります。

結果として、貴社の外貨建借入金につい

ては、借入日のスポットレートである @82 円/\$ ではなく、先物外国為替契約による借入予約レートである @80 円/\$ により円換算した  $\$1,000,000 \times @80 \text{ 円}/\$ = 80,000,000$  円が法人税法第 61 条の 8 第 1 項の規定により換算した金額となります。

### 3 先物外国為替契約により返済時の円換算額を確定させた場合

上記 I 3 に記載のとおり、本事例の外貨建借入金の返済時の円換算額を先物外国為替契約により確定させた場合には、その確定させた円換算額を法人税法第 61 条の 8 第 1 項の規定により換算した金額とすることとなります。

そして、借入時レート（上記 2 で換算した）@80 円/\$ と返済時の先物外国為替契約締結時のスポットレートである @83 円/\$ との差額相当額（為替差損）である直直差額はその先物外国為替契約締結の日である X 年 10 月 1 日の属する事業年度の損金に計上し、返済時の先物外国為替契約締結時のスポットレートである @83 円/\$ と返済予約レートである @85 円/\$ との差額相当額（為替差損）である直先差額については、締結日である X 年 10 月 1 日から決済日である X + 3 年 3 月 31 日までの各事業年度の期間に配分することになります。

#### 4 具体的な計算

外貨建借入金の借入後に先物外国為替契約により返済時の円換算額を確定させていますので、為替差額を外貨建借入金の借入時と先物外国為替契約締結時のスポットレートとの差額である直直差額と、先物外国為替契約締結時と返済予約レートとの差額である直先差額とに区分します（法令 122 の 9）。

##### (1) 直直差額

「取引時為替相場により換算した円換算額」と「先物外国為替契約締結時の為替相場により換算した円換算額」との差額が直直差額となります。

したがって、借入時の換算レート（先物外国為替契約による 80 円/\$）による円換算額 80 百万円（80 円/\$ × 100 万米ドル）と先物外国為替契約締結時のスポットレート（83 円/\$）による円換算

額 83 百万円との差額 3 百万円は、為替差損として当該事業年度の損金の額に算入します。

##### (2) 直先差額

「先物外国為替契約締結時の為替相場により換算した円換算額」と「先物外国為替契約により確定させた円換算額」との差額が直先差額となります。この直先差額を各事業年度に配分することになります。

したがって、返済時の先物外国為替契約締結時のスポットレート（83 円/\$）による円換算額 83 百万円と返済予約レート（85 円/\$）で確定させた返済時の円換算額 85 百万円との差額 2 百万円は、為替差損として先物外国為替契約締結の日を含む事業年度から決済の日を含む事業年度の期間にわたり配分することとなります。

当該事業年度	$2,000,000 \text{ 円} \times 6 \text{ ヶ月} / 30 \text{ ヶ月} = 400,000 \text{ 円}$
翌事業年度	$2,000,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} / 30 \text{ ヶ月} = 800,000 \text{ 円}$
翌々事業年度	$2,000,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} / 30 \text{ ヶ月} = 800,000 \text{ 円}$

なお、上記の計算において、その事業年度の日数により算出しますが、日数に代えて月数を用いることができます（法

令 122 の 9 ③）ので、月数で行っております。

**(貴社)****【会計処理】**

- ① 借入時予約 : なし
- ② 借入時 : 現金預金 80,000,000 円 / 借入金 80,000,000 円
- ③ 返済時予約 : 為替差損 5,000,000 円 / 借入金 5,000,000 円
- ④ 期末時 : なし

**【税務処理】**

- ① 借入時予約 : なし
- ② 借入時 : 現金預金 80,000,000 円 / 借入金 80,000,000 円
- ③ 返済時予約 : 為替差損 3,000,000 円 / 借入金 3,000,000 円  
: 為替差額 2,000,000 円 / 借入金 2,000,000 円
- ④ 期末時 : 為替差損 400,000 円 / 為替差額 400,000 円

**【税務修正】**

- ① 借入時予約 : なし
- ② 借入時 : なし
- ③ 返済時予約 : 為替差額 2,000,000 円 / 為替差損 2,000,000 円
- ④ 期末時 : 為替差損 400,000 円 / 為替差額 400,000 円



〈貴社の申告調整〉

【別表 4】

区 分		総 額	処 分		
			留 保	社 外 流 出	
		①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当	円
				そ の 他	
加 算	損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)				
	損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税				
	損金の額に算入した道府県民税利子割額				
	損金の額に算入した納税充当金				
	為替差損過大計上額	2,000,000	2,000,000		
減 算	減価償却超過額の当期認容額				
	納税充当金から支出した事業税等の金額				
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「14」又は「29」)			※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)			※	
為替予約差額損金算入額	400,000	400,000			

【別表 5(1)】

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
為 替 差 額	3		400,000	2,000,000	1,600,000

(了)